

2023 年度
(令和 5 年度)

事 業 計 画

社会福祉法人 慈愛会
法人本部

2023年度 慈愛会事業計画

I. 基本理念

私たち一人ひとは、愛される者として存在している。

私たちは、利用者一人ひとりを大切な独自の存在として尊重しなければならない。

それは、利用者にかかわる職員が、先ず心を開いて自分をおもてなしに受け入れ、生命を与えられたことに感謝し、同時にお互いをひとりの大切な人として認め合うことから始まる。

私たちは、ひとりの人から、ひとりの人へという触れ合いを、何よりも大切にしたい。

II. 2023（令和5）年度 経営方針（慈愛会の今年度めざす方向）

はじめに

2023年度の経営方針を園長会で決定いたしました。

ウクライナ侵攻、トルコ・シリア大地震によりお亡くなりになった方々に対して、衷心より哀悼の誠を捧げます。また、被災された方々への早急の支援・復興を心から祈念いたします。

3年間以上続くコロナ禍の中、職員の皆様の専門職として、ご自身の生活面での自粛及び法人内外における感染防止・利用者の皆様への真摯な支援に努めて頂いている事に対して、こころから感謝と敬意を表します。

本年5月8日より「5類」への変更に伴い、コロナに対する外部環境は大きく変化します。利用者の皆様・職員の皆様への感染防止等の対策も再検討が必要になり、日常のあるべき利用者支援への方策を段階的に進めます。

国においては、新自由主義的経済政策から「新しい資本主義」を標榜する政策転換が諮られ、市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護を目指し、社会保障制度を国民の負担としてのみ捉えるのではなく、雇用や消費の拡大、経済成長のエンジンとして捉えるとして、その具体的方策検討の場として、「全世代型社会保障構築会議」が設定され、議論の途中です。

慈愛会の新ビジョンである「慈愛会ビジョン2025」の実践のポイントを一昨年度、昨年度（2022年12月分 後掲）とチェックして頂き、各施設・事業所ごとのビジョンの進捗状況が数値化、グラフ化され特徴が見える化されました。

低い項目の強化、高い項目の更なる深化等、今年度事業計画への反映をお願いします。

また、慈愛会組織のマネジメント含む将来像を描くべく検討を開始します。

今後すべての業種において人材の確保・育成・定着は喫緊の課題であり、事業継続に向けて法人の最大の課題となります。慈愛会でもビジョンに沿って人材戦略の構築に取り組んでおり、法人への人事専門部署設置等を進めます。

長い期間のコロナ禍の中、研修の中止、Zoom会議による実施、対面、集合での会議、研修の中止等により法人職員個々にまで行き届いた心理的、技術的、知識的フォローを、今年度あらためて目標化し進めます。

次に、サービスの質の向上にむけて、慈愛会理念、及び社会福祉法人としてのミッション、目的の再確認が必要です。社会福祉法人としての慈愛会の方向性の職員

個々への浸透に取り組みます。福祉の現場として法を順守し、公正・公平を旨とし、利用者の尊厳を守りつつ、最後まで人生を豊かに過ごして頂ける支援を心がける法人を目指します。

それには、従事する職員の方々の医療・福祉人としての自覚、専門性の醸成、及び慈愛会の現場で働くことの喜びを一人ひとりの職員が具現化できるように、より一層の各種計画を実行します。

現場のサービスの質と向上が守られ、職員の方々の福祉に生きる満足があつてこそ、社会福祉法人としての経営満足があることを再度確認し、個々の現場まで浸透させる年度とします。

今年度の法人内各事業所の重点事項を下記に示します。

清心慈愛園では、①清心慈愛園・清心乳児園との合同改築事業にむけての取り組みの具現化、②地域支援（子育て短期支援事業、要支援家庭等）の充実のための専門職（FSW、心理士、里親等）との連携、③子ども一人ひとりの発達にあつた養育の保障（パーマネンシーの保障）と人材育成、④職場環境（職員満足度等）の向上、⑤自立（就職・進学）へ向けた支援を行います。

医療福祉センター聖ヨゼフ園では、①人材確保（職員の安心できる暮らしを保障する・職業人としての成長促進及び働き方改革への柔軟な対応（客観的労働時間把握の有効化など）による職場環境改善、②重症児者支援の専門性向上（意思決定支援、日中活動の充実、ICT・IOT 記録の電子化・情報共有ニューノーマル活用の検討）、③地域（市町村や住民）や社会福祉法人との連携及び総合相談支援の方向性と共生社会の実現における地域ニーズの整理と対策を検討します。

清心乳児園では、前年度に引き続き重点目標に3本の柱を立て取り組みます。どの柱も具現化するにあたり、共有し浸透してほしいメッセージとして“子ども・職員、ともに知り合おう、学び合おう、楽しもう！”というスローガンを掲げ、3本の柱である ①乳児院の今後 ②子ども一人ひとりが大切にされる養育の質の向上と人材育成 ③元気に働く職場づくりについて具体化した目標の達成を目指して取り組んでいきます。

富の里では、①2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、②人材確保と次世代育成、③職員満足度の向上と現場業務の付加価値の創造を行います。

篠原の里では、①利用者の自己実現に向けた支援、②職員の専門性の強化（スキルアップ）、③働き方改革と関連した業務見直し、④「地域における公益的な取り組み」の充実のために、地域の課題やニーズの更なる把握に努め、対応の充実を図ります。

源藤の里こころでは、①地域への公益的な取り組みの充実（児童学習支援団体ラーニングパークへとの交流、住民参加型介護予防・生活支援推進事業（ゆう源藤）の職員派遣継続、宮崎南小学校児童との交流促進等）、②糸島地区との職員交流、情報共有による事業内容の充実、③職員の専門性の強化と人材育成、④現状の組織体制の抜本的な見直しと、収支バランスの均衡に向けての新たな取り組みを行います。

Ⅲ. 法人部会等について

1. 法人部会組織

(1) 園長会（毎月1回、平成13年5月10日設置）

(2) 法人運営委員会（毎月1回、平成13年5月10日設置）

- (3) 法人全体会（年2回、平成9年9月1日設置）
- (4) 各専門部会（随時）
 - ① 法人全体研修部会（平成9年9月1日設置）
 - ② 法人サービス評価部会（平成11年7月1日設置）
 - ③ 法人リスクマネジメント部会（平成14年4月1日設置）
 - ④ 法人地域福祉部会（平成19年4月1日設置）
 - ⑤ 法人心理士会（令和2年7月20日設置）

2. 2023（令和5）年度 法人運営委員会・各専門部会の計画

(1) 法人運営委員会及び各専門部会は、「慈愛会ビジョン2025」及び「2023（令和5）年度 経営方針（慈愛会の今年度めざす方向）」に沿う活動を行う。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| ① 法人運営委員会【2023年度（令和5年度）事業計画】 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 会議日程 | | | | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 日 | 10 | 8 | 12 | 10 | 14 | 11 | 16 | 13 | 11 | 15 | 5 | 全体会 |
| 議事 | ヨ | 慈 | 乳 | 富 | ヨ | 慈 | 乳 | 富 | ヨ | 慈 | 乳 | 富 |
| (2) 会議内容 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉制度改革への対応 ② 職員研修体系推進について ③ 各地区将来構想委員会の報告 ④ 慈愛会50周年記念誌の作成について ⑤ 慈愛会ビジョンについて ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する各施設報告 ⑦ 働き方改革への対応 ⑧ 福岡県災害派遣福祉チーム（DWAT）に関すること ⑨ 人材確保対策について ⑩ ホームページについて ⑪ 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設報告 (イ) 施設の感染状況報告 (ウ) 部会報告 <p>※その他、必要に応じて随時会議</p> | | | | | | | | | | | | |
| (3) 重点検討事項 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉施設における虐待・権利侵害根絶に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設報告に虐待・権利侵害関連の項目を設ける。 (イ) 毎月施設状況を確認し必要な取り組みについて検討する ② 人材確保対策について ③ 慈愛会将来構想について | | | | | | | | | | | | |
| (4) 個人情報保護推進委員会の開催（3回/年） | | | | | | | | | | | | |
| ② 法人全体研修部会【2023年度（令和5年度）事業計画】 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 令和5年度 法人研修部会 方向性 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ※ 慈愛会ビジョン2025より（法人研修部会に当てはまるものを抜粋） 行動指針11 人材の育成に向けた取組の強化 | | | | | | | | | | | | |

<長期ビジョン>

それぞれの法人が目指す職員像に基づき、職務能力の開発および全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。

<目的・考え方>

- キャリア形成や能力開発を行うための各種教育・研修の実施を行います。
- 高い専門性と倫理性を醸成します。
- 主体的、自立（自律も含む）的なリーダーの育成を強化します。
- 総合的な人材の育成を推進します。

<実践のポイント（中期目標）>

- 福祉職員としての、福祉観向上の研修・人間力向上に繋がる研修がおこなえているか。
- コミュニケーション力の向上と、チームワークの向上に繋がる研修がおこなえているか。
- 研修において、専門教育機関（大学等）や専門業種との連携は行えているか。
- 職員の自己実現へ向けてのキャリアデザインの支援が行えているか。
- 管理職や指導的職員のリーダー層の育成を重視し、取り組んでいるか。
- 育成システムは、OJT、OFF-JT、SDSで構成しているか。
- OJTでは、指導内容や方法等の共通基準を作成し、意図的、計画的に行っているか。
- 職員各自の研修受講履歴を管理し、個別研修計画を作成しているか。
- 人材を法人継続の柱と捉え、うまく能力開発ができるように支援しているか。

(2) 令和5年度 法人研修部会方針

1) 経営方針 「7. 職員の資質向上」

(重点目標)

- ① 研修部会主催研修の充実
- ② 法人研修体系構築の推進と専門部会との連携
- ③ 法人間職員の交流の促進

(具体的方策と具体的取組)

① 研修部会主催研修の充実

(1) 研修部会主催研修の充実

- i 法人新任職員研修の目的・内容の整理と講師と連携
- ii 法人部会メンバーのEQSの理解促進と各施設との課題の共有
- iii 法人全体研修会の充実に向けての検討
- iv 中途採用者向けの新たな研修の実施

② 法人研修体系構築の推進と専門部会との連携

(1) キャリアパスステージ別「法人研修」の推進

- i 人材育成としての意識の醸成と目的の明確化
- ii 法人研修体系プロジェクトチームと法人研修部会の連携
- iii 法人内職員講師の育成

(2) 専門部会（栄養士部会、接遇向上委員会、感染症予防委員会）との連携を図る。

- i 各専門部会との連携推進
- ii 栄養士部会研修会と活動の充実

(3) 法人間職員の交流の促進

- i 法人サービス評価部会（法人間施設見学）との連携
- ii 法人間職員交流が促進する研修の実施
- iii 集合研修への円滑な移行

③ 法人サービス評価部会【2023年度（令和5年度）事業計画】

【重点項目と具体的な方策】

(1) 養育・支援の質の向上

（慈愛会ビジョン2025 10人材の定着に向けた取組の強化）

ア 利用者本位のサービスの実現に向けた取り組み

- ・利用者間交流を企画、実施する

イ 法人内施設を理解する

- ・新型コロナウイルス感染状況により令和2～4年度に入職した職員は法人内見学・交流が出来ていない。年数別に分けて各施設見学・自施設の案内を行う。見学者には着眼点を表にして第三者評価の体験を行ったり、質疑の時間を設けて法人内施設理解に努める

(2) 利用者の権利擁護への取組み

（慈愛会ビジョン2025 1 人権の尊重）

ア 利用者の権利擁護への取組み

- ・権利擁護研修や施設内での取り組みについての情報共有

(3) 第三者評価に関する取組み

（慈愛会ビジョン2025 2サービスの質の向上）

ア 新情報の提供や受審・改善への取組みの共有化

- ・部会会議にて各種別の第三者評価を学び合い、自施設の第三者評価やサービスの質の向上に活かしていく

(4) 接遇向上委員会の充実

ア 広報誌の発行（年2回）

- ・4月、10月に発行し、各部署に掲示

イ 接遇自己チェックの実施

- ・9月に実施

ウ 接遇マニュアルの見直しと職員への学習素材の提供

- ・各施設の接遇マニュアルの見直しを行う
- ・施設内研修等で活用できる学習素材を作成、提供する

④ 法人リスクマネジメント部会【2023年度（令和5年度）事業計画】

※ 慈愛会ビジョン2025より（法人リスクマネジメント部会に該当する部分を抜粋）

行動指針1 人権の尊重

＜実践のポイント（中期目標）＞

① 虐待を発生させない体制づくり

- 虐待チェックリスト等を活用し、職員が自己の支援について振りかえる機会を設け、虐待の早期発見・早期対応に努めているか。

※ 各施設のチェックリスト手引きを活用

- 利用者の権利擁護や権利侵害について、職員が具体例を利用者に示す機会を設け、利用者自身が自らの権利について理解する取り組みを行っているか。

- 実際に虐待事例が発生した場合に備えて、マニュアルなど具体的な対応が定められているか。

② 意見・要望等・相談体制の整備

- 利用者やその家族等からの苦情・相談意見・要望等に誠意をもつて的確に対応するために、受付担当者の設置や第三者委員の選任など、是正・改善の仕組みの確立し、的確に運用しているか。

行動指針2 サービスの質の向上

<実践のポイント（中期目標）>

① 苦情解決制度における第三者委員の活用

- 利用者やその家族等からの苦情や相談に誠意をもつて的確に対応するために、第三者委員を活用しているか。

② 保健・医療・福祉サービス提供事故等の未然防止

- 提供するサービスにおける事故やミス等の未然防止再発防止に取り組んでいるか。
- リスクマネジメント体制を構築し、組織的に保健・医療・福祉サービスの質の向上に取り組んでいるか。
- 法人内施設の連携協力の体制構築の取組を行っているか（防災・防犯・感染等）

行動指針4 生活環境・利用環境の向上

<実践のポイント（中期目標）>

① 安心・安全な施設・整備環境の整備

- 施設整備・改修等に当たっては、最低基準を満たすだけでなく保健・医療・福祉サービスの生活環境の向上や地球環境（クリーンエネルギーの導入など）へ配慮しているか。
- 利用者のニーズや状態に応じたサービスの継続以外に、職員の身体的負担を軽減するため、介護用ベッドや特殊浴槽などの機器導入が検討されているか。
- 生産性の向上（職員の業務負担軽減・業務省力化・効率化など）の視点に立ち、介護ロボットの導入やICT化の推進等、先進的な設備等の使用を検討しているか。
- 利用者の安全に影響する設備・備品について、より安全性の高いものに更新するとともに、定期的な安全点検等の体制を整備し、実践しているか。
- 自然災害等による停電や断水など、緊急時に対応した自家発電設備や貯水タンクの整備等、非常用・代替設備の最適な活用（改築・改修・修繕等）に関する計画を立て、将来的に必要となる資金計画を策定しているか。

② 事業継続マネジメントの実践

- 自然災害などの緊急事態に備え、利用者・職員等の生命と安全を守り、被害を最小限に留め、事業を継続していくためのBCP（事業継続計画）を策定しているか。
- 施設・事業所からの避難計画（避難場所、避難方法、地域住民を含めた人員の確保など）や避難先での支援（介護・保育等）の在り方が定められているか。
- 停電、断水、道路の寸断など、災害が引き起こす事象を想定の上、連絡や参集の方法、その代替手段や備蓄品（衣食住に係る器具・物品類）が備えられているか。
- BCPの有効性を高めるため、定期的な教育訓練等を通してマネジメントをサイクルし、常に最新版として検証・改善しているか。
- 立地環境に応じ、非常災害に対する個別の具体的計画を整備し、それに基づいて実効性のある訓練を実施しているか。

※ 地震、火災、風水害、火山災害、原発等の災害時のライフラインの維持

- 災害等の緊急時において、地域の利害関係者（近隣住民・行政機関・医療機関・取引業者・他法人等）との相互応援体制があるか。
- 各種の防災設備について定期的な点検を行い、その機能を常に維持しているか。

◎ 令和5年度 法人リスクマネジメント部会方針

(1) 経営方針

(重点目標)

- ア 利用者の安全安心の確保
 - ※ 虐待・権利侵害の根絶に向けての検討
- イ 災害時の各地区、各施設との連携とBCPの整備
- ウ 各施設との情報共有の充実と連携

(具体的方策と具体的取組)

- ア 利用者の安全安心の確保
 - (ア) 権利擁護、権利侵害の理解と周知
 - ① 各施設での新任職員研修等での周知
 - ② 虐待を発生させない体制づくり
各施設の委員会での検討と対策の実施
 - ③ サービス提供における事故やミス未然防止、再発防止に向けた取組み
 - ④ 意見・要望等・相談体制の整備
 - イ 災害時の各地区、各施設との連携とBCPの整備
 - (ア) 災害時の各地区との連携体制の構築
 - ① 各地区での合同防災訓練の実施
地域、消防との合同訓練(糸島地区)
3施設合同の訓練(大刀洗地区)
 - ② 各地区での災害時の協力体制の構築(協力依頼の基準等)
各施設の協力依頼の基準等を検討
 - ③ 自然災害などの緊急事態に備え、利用者・職員等の生命と安全を守って
事業を継続していくためのBCP(事業継続計画)の見直し
 - ④ 各施設の備蓄品等の確認
 - ウ 各施設との情報共有の充実と連携
 - (ア) 各施設の報告(事故、ヒヤリハット、意見要望)
 - ① 各施設の事例報告の情報共有の充実
 - ② 各施設での取り組みの共有

⑤ 法人地域福祉部会【2023年度(令和5年度)事業計画】

(1) 令和5年度 法人地域福祉部会 方向性

ア 基本方針

当法人の『法人理念』・『経営方針』・『慈愛会ビジョン2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』に沿って、国が進める「地域共生社会」および国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」を念頭に、社会福祉法人としての役割を果たすべく、法人内外と協働して、地域社会に向けた取組みを進める。

イ 重点目標

- (ア) 時世に応じて多様化・複雑化する地域課題や生活課題の把握に努める。
- (イ) コロナ禍でも工夫して「社会・地域における公益的な取組み」を法人全体で推進する。

ウ 活動内容

- (ア) 「社会・地域における公益的な取組み」等の推進
 - * 『慈愛会ビジョン2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』
実践のポイント (中期目標) ①③⑤⑥⑦⑨⑩⑪

- ・各施設での公益的取組みの実施状況、近隣地域の援助ニーズの共有
 - ・各施設が実施する取組み等への参画
（情報共有や参加調整等に関する具体的な仕組み作り）
 - ・部会独自の取組みの企画・実施（状況に応じて）
 - ・先駆的な取組みに関する情報収集（状況に応じて見学等を含む）
- (2) 「社会・地域における公益的な取組み」の記録と分類
- ＊『慈愛会ビジョン 2025(行動指針5 地域共生社会の実現)』
実践のポイント（中期目標）②
 - ・『社会・地域における公益的取組み一覧表』の更新
 - ・『事業分類一覧表』の更新
- (3) 広報紙『かわら版』の作成
- ・発行日：4月・10月（年2回）
 - ・目的：慈愛会が行う「社会・地域における公益的な取組み」や、近隣地域の
の人々とのつながりを紹介・発信することで、地域福祉の更なる増進
に努める。

⑥ 法人感染対策部会【2023年度（令和5年度）事業計画】

目的：法人内施設の感染症の発生等における情報の共有および相談を受けて対策について検討助言を行う。また、感染対策に必要な物品の備蓄を行う。

- (1) 安心安全で良質なサービスを提供するため利用者の生活環境・利用環境を整備する。
- 1) 感染症の予防・拡大防止のためのマニュアルの見直しを行い、日常業務に落とし込み感染予防対策を徹底する。
 - 2) 職員個々が感染症等を施設に持ち込まないという意識の醸成と実践のための感染対策研修や感染報告を行う。
 - 3) 感染症の予防・拡大防止のために必要な消毒薬等の消耗品や機器の点検と整備。
 - 4) 感染の疑いがある者や感染者が発生した場合に備え感染拡大を防止するゾーニング等の対応方法の明記と周知徹底を行う。
 - 5) 特に入所施設居住系事業所においては、平常時から関係機関（行政・保健所医療機関）との連携（予防対策・感染者発生時の対応方法への助言・指導等）を図る。
 - 6) 感染症と自然災害の併発も想定の上、事業継続マネジメントに組み込んで事業の休止を最小限に抑えるための早期復旧・再開し得る計画を策定し、必要時変更する。
 - 7) 各施設間での感染症発生情報を共有（法人共有ネットワーク：感染症発生レポートへの入力）し、適切な相互支援を行う。
- (2) 基本的人権を尊重した、感染対策を実施する。
- 1) 利用者やその家族等への感染対策の説明（インフォームドコンセント）をその都度行い、理解と同意を得たうえで、適切な感染対策を行う。
 - 2) 感染拡大のリスクを客観的にとらえ、その変化に応じて多様性や価値観の違いによる差別を根絶して、個人情報保護に基づく適正かつ的確な対策を運営する。
- (3) サービスの質の向上に寄与する。
- 1) 多様化する感染症の基本的な対策のスキルを習得し、感染拡大を防止するとともにその対策によって日常生活のサービスの質の低下に繋がらないように、良質な生活環境の確保に努める。
 - 2) 医療と福祉サービスの両立
法人内の施設の特徴を理解したうえで、医療の視点から標準予防策を行う。

| |
|--|
| <p>(4) 具体的実施内容</p> <p>医療機関でもある医療福祉センター聖ヨゼフ園の感染対策の実際を知り、各施設に応じて活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設見学 医療福祉センター聖ヨゼフ園の感染対策チーム（ICT）による研修の開催 <p>内容：法人内施設への基本的な標準予防対策と経路別感染対策の研修</p> |
| <p>⑦ 法人心理士会 【2023年度（令和5年度）事業計画等】</p> <p>(1) 目標</p> <p>ア 法人心理士会としての業務・機能の確立と遂行</p> <p>(2) 取り組み</p> <p>ア 法人心理士会 定例会議の開催（1回/月）</p> <p>【内容】情報交換、法人内スーパービジョン、地域支援に関する勉強会</p> <p>イ 地域住民を対象とした心理支援の検討・実施</p> <p>ウ 園内研修等への講師派遣（法人内）</p> <p>エ 法人心理士会内のサポート体制の整備と実施</p> <p>オ 法人内における心理的緊急支援</p> <p>カ 地域支援に関する外部研修への参加</p> <p>(3) 重点課題</p> <p>ア 地域支援の検討・実施</p> <p>(4) 重点課題に対する目標と取り組み</p> <p>ア 定例会議にて、「地域支援」をテーマとした勉強会を行う。</p> <p>（制度、実践例の紹介、ケース検討など）</p> |

3. 法人内業務スケジュールについて

| | | | |
|-------|-----|----|----------------------|
| 2023年 | 4月 | 5日 | 人事考課 新任考課者研修 |
| | | 5日 | 人事考課 新任職員研修 |
| | 6月 | | 中堅職員ステップアップ研修 |
| | 7月 | | 初任者研修 |
| | 9月 | | 法人リーダー・管理者（マネジメント）研修 |
| | 10月 | | 新任職員中間フォローアップ研修 |
| | 11月 | | 第25回法人全体研修会 |
| 2024年 | 1月 | | 新任職員サポーター研修 |
| | 2月 | | 新任職員フォローアップ研修 |
| | 3月 | 上旬 | 2023年度 第2回法人全体会 |
| | | | 2024年度 新任職員事前研修 |

4. 法人創設50周年に向けた「記念紙作成プロジェクト」の継続検討

IV. 改正社会福祉法に基づく運営体制の確保に向けた取り組み

1. 経営組織のガバナンスの強化

(1) 評議員会（議決機関）の開催・運営

| 日程 | 会議名 | 主な議案等 |
|-----------|--------|--------------------------------|
| 2023年 6月 | 定時評議員会 | 2022年度計算書類等の承認事業報告、その他次期役員等の選任 |
| 2023年 10月 | 臨時評議員会 | 2023年度の補正予算案の承認、その他 |

| | | |
|----------|--------|--|
| 2024年 3月 | 臨時評議員会 | 2023年度の補正予算案の承認、その他 2024年度事業計画、予算案の承認、その他 |
|----------|--------|--|

※ 臨時評議員会は、上記以外にも必要に応じて開催

(2) 理事会(執行機関)の開催・運営

| 日程 | 会議名 | 主な議案等 |
|-----------|-----|--|
| 2023年 6月 | 理事会 | 2022年度事業報告、計算書類等の承認 定時評議員会の招集事項の決定 次期役員等候補者の選任 評議員増員に伴う評議員候補者の推薦 |
| | 理事会 | 理事長、常務理事の選任、その他 |
| 2023年 10月 | 理事会 | 2023年度補正予算案の承認 臨時評議員会の招集事項の決定 理事長、常務理事の職務執行状況報告、その他 |
| 2024年 3月 | 理事会 | 2023年度補正予算案の承認 2024年度事業計画、予算案の承認 臨時評議員会の招集事項の決定 理事長、常務理事の職務執行状況報告、その他 |

※ 理事会は、上記以外にも必要に応じて開催

(3) 評議員会選任・解任委員会の開催・運営

| 日程 | 会議名 | 主な議案等 |
|----------|-----------------|----------------|
| 2023年 6月 | 評議員選任・ 解任委員会 | 評議員増員に伴う評議員の選任 |

(4) 監事監査 2023年6月 開催(その他必要に応じて実施)

(5) 会計監査(前年度を参考)

| 日程 | 項目 | 概要 |
|-----------|------|---------------------|
| 2023年 12月 | 期中監査 | 内部統制の検証手続、期中取引の実証手続 |
| 2024年 4月 | // | 残高確認状発送手続・実査 |
| 2024年 5月 | 期末監査 | 期末実証手続 |

2. 経営組織のガバナンスの強化

(1) 改正社会福祉法により、情報公開の対象範囲の拡大とルールの特化が図られたため、情報公開の対象となる書類等を主たる事務所に備え置き・閲覧やインターネットにより公表する。

ア 備え置き・閲覧及び公表

事業報告書、計算書類等(貸借対照表、収支計算書、附属明細書)、財産目録、現況報告書(役員等名簿、役員等区分ごとの報酬総額等)、定款、監事監査報告、会計監査報告、事業計画、社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開

3. 財務規律の強化

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下対象財産(社会福祉充実財産)を明確化する。社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

(ア) 社会福祉充実残額の明確化（社会福祉充実残額の算定）

4. 地域における公益的な取組

社会福祉法人は、社会福祉事業及び社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

V. 苦情解決等に関する第三者委員会の開催 年2回（8月、2月）

VI. 関係機関等への報告・諸手続き等

1. 2023年度退職共済職員名簿を福祉医療機構へ提出
2. 福祉及び介護職員処遇改善加算に関する申請・報告書を所轄庁へ提出
3. 公益法人等に係る収支計算書又は課税期間分消費税の確定申告を所轄税務署へ提出
4. 社会福祉法人変更登記（資産総額の変更、理事長の変更）を法務局へ提出
5. 社会福祉法人現況報告書及び監査報告書を所轄庁へ提出
6. 令和4年度事業報告書を福祉医療機構へ提出
7. 補助事業並びに助成金事業等に関する申請・完了報告書等
8. 法人所轄庁、その他関係機関への諸手続き等

VII. 2023年度借入金元金償還計画

| 施設名 | 償還金元金 | 利息 | 合計 |
|------------------|-------------|------------|-------------|
| 聖ヨゼフ園 | 15,708,000円 | 1,182,406円 | 16,890,406円 |
| デイサービス源藤の里こころ | 3,804,000円 | 475,734円 | 4,279,734円 |
| 小規模多機能ホーム源藤の里こころ | 4,128,000円 | 516,254円 | 4,644,254円 |
| 篠原の里 | 10,668,000円 | 2,552,707円 | 13,220,707円 |
| 計 | 34,308,000円 | 4,727,101円 | 39,035,101円 |

VIII. 事業所内保育所（きっずるーむ あいあい）の運営

1. 許認可等
 - (1) 平成25年12月27日（「事業所内保育施設運営計画」認定決定通知 受領）
 - (2) 平成26年 1月17日（福岡県あて「認可外保育施設設置届出」提出）
2. 事業開始 平成26年1月6日
3. 管理運営責任者 株式会社アイグラン（広島市中区光南2-1-30）
4. 保育施設
 - (1) 医療福祉センター聖ヨゼフ園3階73.62㎡
（保育室15.90㎡、乳児室25.66㎡、便所1.33㎡、調理室5.65㎡、その他（事務室等）25.08）
5. 保育実績（2022年4月1日から2023年2月28日） 延べ1,034名
 - （2021年度 延べ1,494名）（2020年度 延べ1,732名）
 - （2019年度 延べ1,644名）

IX. 生計困難者に対する相談支援事業の実施

1. 定款変更（認可日） 平成29年11月15日

(1) 第1条(目的)第2項(第二種社会福祉事業)に「生計困難者に対する相談支援事業の経営」を追加

2. 事業名

(1) ふくおかライフレスキュー事業

(2) みやざき安心セーフティネット事業

3. サポーター研修受講者(令和4年度末) 15名

清心慈愛園4名・聖ヨゼフ園5名・清心乳児園1名・富の里4名・篠原の里1名

X. 福岡県災害派遣福祉チーム(DWAT)への参加(登録)

1. 登録者(令和4年度末) 15名

聖ヨゼフ園4名・清心乳児園2名・富の里5名・篠原の里4名